

高齢者施設等管理者 様

大阪府知事 吉村 洋文

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う対応について

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

令和 5 年 4 月 2 7 日、国において、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとされ、5 月 8 日から 5 類感染症に位置づけられることが決定されました。

これに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 21 条第 1 項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 3 年 11 月 19 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）についても廃止されます。また、特措法に基づき実施している住民及び事業者等への感染対策に関する協力要請等の各種措置も終了されることとなりました。

このような状況を踏まえ、4 月 28 日、第 88 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、令和 5 年 5 月 8 日に、大阪府新型コロナウイルス対策本部を廃止するとともに、府民及び事業者等への要請を終了し、感染防止認証ゴールドステッカー制度や感染防止宣言ステッカー制度、イベント開催時の「感染防止安全計画」「感染防止策チェックリスト」を廃止することを決定しましたので、お知らせします。

貴施設におかれましては、これまで、新型コロナウイルス感染症に対する取組みにご協力いただいているところですが、本会議で決定された内容について、貴施設内でのご周知についてご協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

記

- ・別添資料 1 大阪府新型コロナウイルス対策本部の廃止及び要請の終了等について（ご参考）

対策本部会議の資料につきましては、以下のサイトからご覧ください。

（大阪府ホームページ）大阪府新型コロナウイルス対策本部

http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/sarscov2/88kaigi.html

問い合わせ先 代表 06-6941-0351

○本通知について

高齢介護室介護事業者課施設指導グループ

（内線：4496・4479）

○上記要請について

災害対策課 健康危機事象対策チーム

（内線 4947、4955）